

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>国税徴収法基本通達主要項目目次</p> <p>第 2 章 国税と他の債権との調整</p> <p>第 3 節 国税と被担保債権との調整</p> <p>第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>不動産保存の先取特権</p> <p>不動産工事の先取特権</p> <p>みなし不動産工事の先取特権</p> <p>立木の先取特権</p> <p>商法第802条の積荷等についての先取特権</p> <p>商法第842条の船舶先取特権</p> <p>船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第95条第 1 項の先取特権</p> <p>船舶油濁等損害賠償保障法第55条第 1 項の先取特権</p> <p>優先債権等のための動産保存の先取特権</p> <p>証明の期限と方法</p> <p>登記事項の調査確認</p> <p>第 5 章 滞納処分</p> <p>第 6 節 雑則</p>	<p>国税徴収法基本通達主要項目目次</p> <p>第 2 章 国税と他の債権との調整</p> <p>第 3 節 国税と被担保債権との調整</p> <p>第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>不動産保存の先取特権</p> <p>不動産工事の先取特権</p> <p>みなし不動産工事の先取特権</p> <p>立木の先取特権</p> <p>商法第802条の積荷等についての先取特権</p> <p>商法第842条の船舶債権者の先取特権</p> <p>船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第95条第 1 項の先取特権</p> <p>船舶油濁等損害賠償保障法第55条第 1 項の先取特権</p> <p>優先債権等のための動産保存の先取特権</p> <p>証明の期限と方法</p> <p>登記事項の調査確認</p> <p>第 5 章 滞納処分</p> <p>第 6 節 雑則</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2款 財産の調査</p> <p>第141条関係 <u>徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権</u></p> <p>質問、<u>検査及び提示又は提出の要求</u>をすることができる場合 質問、<u>検査又は提示若しくは提出の要求の相手方</u> 質問、<u>検査又は提示若しくは提出の要求の方法</u> 罰則の適用</p> <p style="text-align: center;">第141条の2関係 <u>提出物件の留置き</u></p> <p><u>留置きの意義等</u> <u>留置きに係る書面の交付手続</u></p> <p style="text-align: center;">第146条の2 <u>事業者等への協力要請</u></p> <p><u>事業者等への協力要請</u>をすることができる場合 <u>事業者の範囲</u> <u>特別の法律により設立された法人の範囲</u> 官公署 帳簿書類</p> <p style="text-align: center;">第147条関係 <u>身分証明書の提示等</u></p>	<p style="text-align: center;">第2款 財産の調査</p> <p>第141条関係 <u>質問及び検査</u></p> <p>質問<u>及び検査</u>をすることができる場合 質問<u>又は検査</u>の相手方 質問<u>又は検査</u>の方法 罰則の適用</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">第146条の2 <u>官公署等への協力要請</u></p> <p><u>官公署等への協力要請</u>をすることができる場合 (新 設) (新 設) 官公署 帳簿書類</p> <p style="text-align: center;">第147条関係 <u>身分証明書の呈示等</u></p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>身分証明書の<u>提示</u></p> <p style="text-align: center;">第2条関係 定義</p> <p>納税者</p> <p>10 法第2条第6号の「納税者」とは、おおむね次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 国税に関する法律の規定により国税（通則法第2条第2号に規定する源泉徴収等による国税に係る本税を除き、附帯税を含む。）を納める義務がある者（(2)以下の者を除く。）</p> <p>(2) 登録免許税法第3条《納税義務者》、通則法第9条《共有物等に係る国税の連帯納付義務》、第9条の2《法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務》、第9条の3《法人の分割に係る連帯納付の責任》、相続税法第34条《連帯納付責任》、法人税法第152条第1項《連帯納付の責任》、<u>消費税法第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》</u>等の規定によって連帯納付の義務又は責任を負う者</p> <p>(3)～(10) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>商法第842条の船舶先取特権 (先取特権を有する債権)</p> <p>17 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第48条関係 超過差押え及び無益な差押えの禁止</p>	<p>身分証明書の<u>呈示</u></p> <p style="text-align: center;">第2条関係 定義</p> <p>納税者</p> <p>10 法第2条第6号の「納税者」とは、おおむね次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 国税に関する法律の規定により国税（通則法第2条第2号に規定する源泉徴収等による国税に係る本税を除き、附帯税を含む。）を納める義務がある者（(2)以下の者を除く。）</p> <p>(2) 登録免許税法第3条《納税義務者》、通則法第9条《共有物等に係る国税の連帯納付義務》、第9条の2《法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務》、第9条の3《法人の分割に係る連帯納付の責任》、相続税法第34条《連帯納付責任》、法人税法第152条第1項《連帯納付の責任》等の規定によって連帯納付の義務又は責任を負う者</p> <p>(3)～(10) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>商法第842条の船舶債権者の先取特権 (先取特権を有する債権)</p> <p>17 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第48条関係 超過差押え及び無益な差押えの禁止</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(超過差押えの禁止の例外)</p> <p>4—2 租税特別措置法第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する<u>対象受贈非上場株式等</u>に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付しても買受人がないときは、法第48条第1項の規定にかかわらず、当該担保を提供した納税者の他の財産を差し押さえることができる（租税特別措置法第70条の7第13項第7号）。</p> <p>なお、租税特別措置法第70条の7の2第1項《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する<u>対象非上場株式等</u>に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合、同法第70条の7の4第1項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する<u>対象相続非上場株式等</u>に係る認定相続承継会社の株式又は出資が提供された場合、同法第70条の7の5第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する<u>特例対象受贈非上場株式等</u>に係る同項の特例認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合、同法第70条の7の6第1項《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する<u>特例対象非上場株式等</u>に係る同項の特例認定承継会社の株式又は出資が提供された場合、同法第70条の7の8第1項《非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する<u>特例対象相続非上場株式等</u>に係る同項の特例認定相続承継会社の株式又は出資が提供された場合、同法第70条の7の9第1項《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納</p>	<p>(超過差押えの禁止の例外)</p> <p>4—2 租税特別措置法第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付しても買受人がないときは、法第48条第1項の規定にかかわらず、当該担保を提供した納税者の他の財産を差し押さえることができる（租税特別措置法第70条の7第13項第7号）。</p> <p>なお、租税特別措置法第70条の7の2第1項《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する<u>特例非上場株式等</u>に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合、同法第70条の7の4第1項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する<u>特例相続非上場株式等</u>に係る認定相続承継会社の株式又は出資が提供された場合、同法第70条の7の5第1項《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する<u>経済的利益に係る認定医療法人の持分</u>が提供された場合及び第70条の7の8第1項《医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項の認定医療法人の持分が提供された場合も同様である（同法第70条の7の2第14項第7号、第70条の7の4第11項、<u>第70条の7の5第10項第6号</u>、<u>第70条の7の8第10項第1号</u>）。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る認定医療法人の持分が提供された場合、<u>同法第70条の7の12第1項《医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項の認定医療法人の持分が提供された場合、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定による納税の猶予の担保として同条第11項第2号に規定する非上場株式等が提供された場合及び同法第137条の3第1項又は第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定による納税の猶予の担保として同法第137条の2第11項第2号に規定する非上場株式等が提供された場合も同様である（租税特別措置法第70条の7の2第14項第7号、第70条の7の4第11項、<u>第70条の7の5第10項、第70条の7の6第11項、第70条の7の8第10項、第70条の7の9第10項第6号、第70条の7の12第10項第1号、所得税法第137条の2第11項第3号、第137条の3第13項第3号）。</u></u></p> <p style="text-align: center;">第52条関係 果実に対する差押えの効力</p> <p>(検索、出入禁止及び質問検査等)</p> <p>11 天然果実の収取行為は、差押えに付随する行為であるから、<u>質問、検査及び提示又は提出の要求並びに</u>搜索等をする場合には、法第5章第6節第2款《財産の調査》の規定が適用される。</p> <p style="text-align: center;">第56条関係 差押えの手続及び効力発生時期等</p> <p>(登記されない船舶)</p>	<p style="text-align: center;">第52条関係 果実に対する差押えの効力</p> <p>(検索、出入禁止及び質問検査)</p> <p>11 天然果実の収取行為は、差押えに付随する行為であるから、<u>質問及び検査並びに</u>搜索等をする場合には、法第5章第6節第2款《財産の調査》の規定が適用される。</p> <p style="text-align: center;">第56条関係 差押えの手続及び効力発生時期等</p> <p>(登記されない船舶)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 法第70条《船舶又は航空機の差押え》又は法第71条《自動車、建設機械又は小型船舶の差押え》の規定の適用を受けない次に掲げる船舶は、動産として差し押さえる。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(登録のない航空機等)</p> <p>5 法第70条《船舶又は航空機の差押え》の規定の適用を受けない次に掲げる航空機は、動産として差し押さえる。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第57条関係 有価証券に係る債権の取立て</p> <p>(取立ての手続)</p> <p>6 法第57条第1項の規定による取立てに当たっては、原則として、その有価証券に「国税徴収法第56条第1項の規定により差し押さえ、同法第57条第1項の規定により取り立てる」旨を記載し、徴収職員が署名押印（記名押印を含む。以下同じ。）するものとする。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外の有価証券については、その有価証券を<u>提示</u>し、直接取り立てる。</p> <p style="text-align: center;">第71条関係 自動車、建設機械又は小型船舶の差押え</p> <p>自動車検査証の占有</p>	<p>4 法第70条《船舶又は航空機の差押》又は法第71条《自動車、建設機械又は小型船舶の差押え》の規定の適用を受けない次に掲げる船舶は、動産として差し押さえる。</p> <p>(1)～(5) (同 左)</p> <p>(登録のない航空機等)</p> <p>5 法第70条《船舶又は航空機の差押》の規定の適用を受けない次に掲げる航空機は、動産として差し押さえる。</p> <p>(1)～(2) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第57条関係 有価証券に係る債権の取立て</p> <p>(取立ての手続)</p> <p>6 法第57条第1項の規定による取立てに当たっては、原則として、その有価証券に「国税徴収法第56条第1項の規定により差し押さえ、同法第57条第1項の規定により取り立てる」旨を記載し、徴収職員が署名押印（記名押印を含む。以下同じ。）するものとする。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外の有価証券については、その有価証券を<u>呈示</u>し、直接取り立てる。</p> <p style="text-align: center;">第71条関係 自動車、建設機械又は小型船舶の差押え</p> <p>自動車検査証の占有</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>12 自動車の換価による所有権の移転登録には、自動車検査証の<u>提示</u>を必要とし（道路運送車両法第13条第3項、第12条第2項）、かつ、自動車検査証を備えなければ自動車を運行の用に供することができないから（同法第66条第1項）、自動車の差押えに当たっては、自動車検査証を債権証書の取上げに準じて占有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第73条関係 電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期</p> <p>（特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権）</p> <p>45—2 1の(14)に掲げる「特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権」とは、特許を受ける権利を有する者以外の者がその特許を受ける権利を利用することができる権利をいう（特許法第34条の2、第34条の3参照）。これらの仮専用実施権及び仮通常実施権は差し押さえることができるが、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者（仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあつては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合を除いては、移転することができない（同法第34条の2第3項、第34条の3第4項）。</p> <p>なお、仮専用実施権又は仮通常実施権に対する差押えの効力は、特許権が登録された後の専用実施権又は通常実施権には及ばない（同法34条の2第6項、第34条の3第10項参照）。</p> <p style="text-align: center;">第95条関係 公売公告</p> <p>（重要と認められる事項）</p>	<p>12 自動車の換価による所有権の移転登録には、自動車検査証の<u>呈示</u>を必要とし（道路運送車両法第13条第3項、第12条第2項）、かつ、自動車検査証を備えなければ自動車を運行の用に供することができないから（同法第66条第1項）、自動車の差押えに当たっては、自動車検査証を債権証書の取上げに準じて占有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第73条関係 電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期</p> <p>（特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権）</p> <p>45—2 1の(14)に掲げる「特許<u>権</u>を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権」とは、特許を受ける権利を有する者以外の者がその特許を受ける権利を利用することができる権利をいう（特許法第34条の2、第34条の3参照）。これらの仮専用実施権及び仮通常実施権は差し押さえることができるが、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者（仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあつては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合を除いては、移転することができない（同法第34条の2第3項、第34条の3第4項）。</p> <p>なお、仮専用実施権又は仮通常実施権に対する差押えの効力は、特許権が登録された後の専用実施権又は通常実施権には及ばない（同法34条の2第6項、第34条の3第10項参照）。</p> <p style="text-align: center;">第95条関係 公売公告</p> <p>（重要と認められる事項）</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>17 法第95条第1項第9号の「公売に関し重要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 公売財産の所有権の移転につき農地法其他法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、農業委員会、都道府県知事若しくは農林水産大臣の指定する市町村の長から交付を受けた買受適格証明書等の提出又は<u>提示</u>が必要である旨（農地法第3条第1項、第5条第1項、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項等）</p> <p>(5)～(17) (省 略)</p>	<p>17 法第95条第1項第9号の「公売に関し重要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) 公売財産の所有権の移転につき農地法其他法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、農業委員会、都道府県知事若しくは農林水産大臣の指定する市町村の長から交付を受けた買受適格証明書等の提出又は<u>呈示</u>が必要である旨（農地法第3条第1項、第5条第1項、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項等）</p> <p>(5)～(17) (同 左)</p>
<p>第100条関係 公売保証金</p>	<p>第100条関係 公売保証金</p>
<p>公売保証金の納付に使用できる小切手 (小切手)</p>	<p>公売保証金の納付に使用できる小切手 (小切手)</p>
<p>1 法第100条第1項第1号の「国税の納付に使用することができる小切手」とは、証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律に基づき租税及び歳入の納付に使用できる証券のうちの小切手をいうが、このうち<u>提示</u>期間の満了までに5日以上の期間のないものは、受領を拒否することができるものとする（歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件第1条第2項、執行規則第40条第1項第2号、第3号参照）。</p>	<p>1 法第100条第1項第1号の「国税の納付に使用することができる小切手」とは、証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律に基づき租税及び歳入の納付に使用できる証券のうちの小切手をいうが、このうち<u>呈示</u>期間の満了までに5日以上の期間のないものは、受領を拒否することができるものとする（歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件第1条第2項、執行規則第40条第1項第2号、第3号参照）。</p>
<p>第117条関係 国税等の完納による売却決定の取消し</p>	<p>第117条関係 国税等の完納による売却決定の取消し</p>
<p>(事実の証明)</p>	<p>(事実の証明)</p>
<p>2 法第117条の「国税の完納の事実」の証明は、納税者又は第三者から、売却</p>	<p>2 法第117条の「国税の完納の事実」の証明は、納税者又は第三者から、売却</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>決定をした税務署長に対し、国税の領収証書その他その完納の事実を証する書面（収納機関がその完納の事実を証する書面）を<u>提示</u>することによってしなければならない（令第43条）。</p> <p>なお、税務署長は、収納機関から送付された領収済通知書又は領収済報告書により、換価処分の基礎となっている国税の完納の事実が確認できたときは、証明を待つまでもなく、直ちに売却決定を取り消すものとする。</p> <p style="text-align: center;">第121条関係 権利移転の登記の嘱託</p> <p>（権利移転の手続）</p> <p>2 税務署長は、買受代金を納付した買受人の請求があったときは、権利移転の登記の嘱託書に買受人から提出があった売却決定通知書又はその謄本を添付して、関係機関にその権利の移転の登記を嘱託しなければならない（令第46条）。この関係機関は、差押えの登記の嘱託をした関係機関と同様（電子記録債権については債権差押通知書を送達した電子債権記録機関（第62条の2関係2参照）、振替社債等については差押通知書を送付した振替機関等（第73条の2関係2参照））である。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) 自動車の権利移転の登録を嘱託するときは、嘱託書に売却決定通知書又はその謄本を添付するほか自動車検査証を<u>提示</u>しなければならない（道路運送車両法第13条第3項）。この場合において、その自動車の使用本拠の位置が変更となり、かつ、買受人の自動車の使用本拠の位置が、自動車の保管場所の確保等に関する法律の適用を受ける地域（同法附則第2項参照）内にあるときは、自動車保管場所証明書（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第2条第1項参照）を添付しなければならない（自動</p>	<p>決定をした税務署長に対し、国税の領収証書その他その完納の事実を証する書面（収納機関がその完納の事実を証する書面）を<u>呈示</u>することによってなければならない（令第43条）。</p> <p>なお、税務署長は、収納機関から送付された領収済通知書又は領収済報告書により、換価処分の基礎となっている国税の完納の事実が確認できたときは、証明を待つまでもなく、直ちに売却決定を取り消すものとする。</p> <p style="text-align: center;">第121条関係 権利移転の登記の嘱託</p> <p>（権利移転の手続）</p> <p>2 税務署長は、買受代金を納付した買受人の請求があったときは、権利移転の登記の嘱託書に買受人から提出があった売却決定通知書又はその謄本を添付して、関係機関にその権利の移転の登記を嘱託しなければならない（令第46条）。この関係機関は、差押えの登記の嘱託をした関係機関と同様（電子記録債権については債権差押通知書を送達した電子債権記録機関（第62条の2関係2参照）、振替社債等については差押通知書を送付した振替機関等（第73条の2関係2参照））である。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) 自動車の権利移転の登録を嘱託するときは、嘱託書に売却決定通知書又はその謄本を添付するほか自動車検査証を<u>呈示</u>しなければならない（道路運送車両法第13条第3項）。この場合において、その自動車の使用本拠の位置が変更となり、かつ、買受人の自動車の使用本拠の位置が、自動車の保管場所の確保等に関する法律の適用を受ける地域（同法附則第2項参照）内にあるときは、自動車保管場所証明書（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第2条第1項参照）を添付しなければならない（自動</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>車の保管場所の確保等に関する法律第4条)。 (2) (省略)</p> <p>第141条関係 <u>徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権</u></p> <p>質問、検査及び提示又は提出の要求をすることができる場合</p> <p>1 法第141条の「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき」とは、法第5章《滞納処分》の規定による滞納処分のため、滞納者の財産の有無、所在、種類、数量、価額、利用状況、第三者の権利の有無等（以下第141条関係において「財産の状況等」という。）を明らかにするため調査する必要があるときをいう。この場合において、<u>質問の内容、検査の方法及び提示又は提出を求めることができる物件の範囲</u>等は、財産の状況等を明らかにするために必要であると認められる範囲内に限られる。</p> <p>質問、検査又は提示若しくは提出の要求の相手方 (滞納者の財産を占有する第三者)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(相当の理由)</p> <p>3 法第141条第2号及び第3号の「相当の理由がある」とは、滞納者等の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により、滞納者の財産を占有し、滞納者に対し債権債務があった、若しくはある、又は滞納者から財産を取得したと認められる場合等をいう。</p> <p>質問、検査又は提示若しくは提出の要求の方法</p>	<p>車の保管場所の確保等に関する法律第4条)。 (2) (同左)</p> <p>第141条関係 <u>質問及び検査</u></p> <p>質問及び検査をすることができる場合</p> <p>1 法第141条の「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき」とは、法第5章《滞納処分》の規定による滞納処分のため、滞納者の財産の有無、所在、種類、数量、価額、利用状況、第三者の権利の有無等（以下第141条関係において「財産の状況等」という。）を明らかにするため調査する必要があるときをいう。この場合において、<u>質問の内容及び検査の方法</u>等は、財産の状況等を明らかにするために必要であると認められる範囲内に限られる。</p> <p>質問又は検査の相手方 (滞納者の財産を占有する第三者)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(相当の理由)</p> <p>3 法第141条第2号及び第3号の「相当の理由がある」とは、滞納者等の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により、滞納者の財産を占有し、<u>又は滞納者と債権債務の関係</u>を有し、若しくは滞納者から財産を取得したと認められる場合等をいう。</p> <p>質問又は検査の方法</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(質問)</p> <p>5 法第141条の「質問」及び「物件の提示又は提出の要求」は、口頭又は書面（質問の内容を記録した電磁的記録を含む。）のいずれによっても差し支えない。この場合において、口頭による質問の内容が重要な事項であるときは、必ずてん末を記録することとし、そのてん末を記載した書類には答弁者の署名を求め、その者が署名をしないときは、その旨を付記しておくものとする。</p> <p>(帳簿書類その他の物件の意義)</p> <p>6 法第141条の「財産に関する帳簿書類…その他の物件」とは、法第141条第1号から第4号までに掲げる者の有する金銭出納帳、売掛帳、買掛帳、土地家屋等の賃貸借契約書、預金台帳、売買契約書、株主名簿、出資者名簿等これらの者の債権若しくは債務又は財産の状況等を明らかにするため必要と認められる一切の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）<u>その他の物件</u>をいう。</p> <p>(注) 「<u>帳簿書類その他の物件</u>」には、<u>国外において保存するものも含まれることに留意する。</u></p> <p>(物件の提示又は提出の意義)</p> <p><u>6-2 法第141条の「物件の提示」とは、徴収職員の求めに応じ、遅滞なく当該物件（その写しを含む。）の内容を徴収職員が確認し得る状態にして示すことを、「物件の提出」とは、徴収職員の求めに応じ、遅滞なく徴収職員に当該物件（その写しを含む。）の占有を移転することをいう。</u></p>	<p>(質問)</p> <p>5 法第141条の「質問」は、口頭又は書面（質問の内容を記録した電磁的記録を含む。）のいずれによっても差し支えない。この場合において、口頭による質問の内容が重要な事項であるときは、必ずてん末を記録することとし、そのてん末を記載した書類には答弁者の署名を求め、その者が署名をしないときは、その旨を付記しておくものとする。</p> <p>(検査する帳簿書類)</p> <p>6 法第141条の「財産に関する帳簿書類」とは、法第141条第1号から第4号までに掲げる者の有する金銭出納帳、売掛帳、買掛帳、土地家屋等の賃貸借契約書、預金台帳、売買契約書、株主名簿、出資者名簿等これらの者の債権若しくは債務又は財産の状況等を明らかにするため必要と認められる一切の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(身分証明書の<u>提示</u>)</p> <p>8 法第141条の質問、<u>検査又は提示若しくは提出の要求</u>に当たって関係者の請求があったときは、規則第3条《書式》に規定する別紙第12号書式の徴収職員証票を<u>提示</u>しなければならない(法第147条第1項)。</p> <p>罰則の適用</p> <p>9 法第141条の質問、<u>検査及び物件の提示又は提出の要求</u>については、法第188条及び第190条の規定による罰則の適用がある。</p> <p style="text-align: center;">第141条の2関係 提出物件の留置き</p> <p>留置きの意義等</p> <p>1 <u>法第141条の2の物件の留置きに当たっては次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>法第141の2に規定する提出された物件の「留置き」とは、徴収職員が提出を受けた物件について国税局若しくは税務署又は税関の庁舎において占有する状態をいう。</u></p> <p><u>ただし、提出される物件が、滞納処分に関する調査の過程で徴収職員に提出するために滞納者等が新たに作成した物件(提出するために新たに作成した写しを含む。)である場合は、当該物件の占有を継続することは法第141条の2に規定する「留置き」には当たらないことに留意する。</u></p> <p>(注) <u>徴収職員は、留め置いた物件について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(2) <u>徴収職員は、令第51条の2において準用する通則令第30条の3第2項の規定に基づき、留め置いた物件について、留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく当該物件を返還しなければならず、また、提出した者から返</u></p>	<p>(身分証明書の<u>呈示</u>)</p> <p>8 法第141条の質問<u>又は検査</u>に当たって関係者の請求があったときは、規則第3条《書式》に規定する別紙第12号書式の徴収職員証票を<u>提示</u>しなければならない(法第147条第1項)。</p> <p>罰則の適用</p> <p>9 法第141条の質問<u>及び検査</u>については、法第188条及び第190条の規定による罰則の適用がある。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>還の求めがあったときは、特段の支障がない限り、速やかに返還しなければならないことに留意する。</u></p> <p>留置きに係る書面の交付手続</p> <p><u>2 令第51条の2において準用する通則令第30条の3第1項の規定により交付する書面の交付に係る手続については、通則法第12条第4項《書類の送達》及び通則規則第1条第1項《交付送達の手続》の各規定の適用があることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第146条の2 関係 事業者等への協力要請</p> <p>事業者等への協力要請をすることができる場合</p> <p>1 法第146条の2の「滞納処分に関する調査について必要があるとき」とは、滞納者の所在調査等を含め滞納処分に関し調査が必要と認められるときをいい、滞納者の財産調査が必要と認められるときに限られない。</p> <p>事業者の範囲</p> <p><u>1-2 法第146条の2の「事業者」とは、商業、工業、金融業、鉱業、農業、水産業等のあらゆる事業を行う者をいい、その行う事業についての営利・非営利の別は問わないことに留意する。</u></p> <p>特別の法律により設立された法人の範囲</p> <p><u>1-3 法第146条の2の「特別の法律により設立された法人」とは、会社法や民法などの一般的な根拠法に基づく法人でなく、特別の単独法によって法人格を与えられた法人をいう。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第146条の2 関係 官公署等への協力要請</p> <p>官公署等への協力要請をすることができる場合</p> <p>1 法第146条の2の「滞納処分に関する調査について必要があるとき」とは、滞納者の所在調査等を含め滞納処分に関し調査が必要と認められるときをいい、滞納者の財産調査が必要と認められるときに限られない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第147条関係 身分証明書の<u>提示</u>等</p> <p>身分証明書の<u>提示</u> (差押え等の場合の身分証明書の<u>提示</u>) 1 法第147条の規定の適用がある場合以外で、差押えをしようとするとき等においても、滞納者等から請求があったときは、身分証明書を<u>提示</u>するものとする。</p> <p>(身分を示す証明書) 2 法第147条第1項の「身分を示す証明書」は、規則第2条第1項《身分証明書の交付等》の規定により交付を受けた規則第3条《書式》に規定する別紙第12号書式の「徴収職員証票」をいう。</p> <p>(関係者の範囲) 3 法第147条第1項の「関係者」とは、法第141条《<u>徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権</u>》の規定による質問、<u>検査若しくは提示若しくは提出の要求</u>、法第142条《<u>搜索の権限及び方法</u>》の規定による<u>搜索又は法第146条の2《事業者等への協力要請</u>》の規定による協力要請を受ける者をいう。 なお、出入禁止を受けた者、立会人等上記の処分に直接の関係を有する者から請求があった場合にも、身分証明書を<u>提示</u>する。</p> <p>(請求と提示) 4 関係者が身分証明書の<u>提示</u>を求めず、搜索等に応じたときは、その<u>提示</u>が</p>	<p style="text-align: center;">第147条関係 身分証明書の<u>呈示</u>等</p> <p>身分証明書の<u>呈示</u> (差押え等の場合の身分証明書の<u>呈示</u>) 1 法第147条の規定の適用がある場合以外で、差押えをしようとするとき等においても、滞納者等から請求があったときは、身分証明書を<u>呈示</u>するものとする。</p> <p>(身分を示す証明書) 2 法第147条第1項の「身分を示す証明書」は、規則第2条第1項《身分証明書の交付》の規定により交付を受けた規則第3条《書式》に規定する別紙第12号書式の「徴収職員証票」をいう。</p> <p>(関係者の範囲) 3 法第147条第1項の「関係者」とは、法第141条《<u>質問及び検査</u>》の規定による質問若しくは<u>検査又は第142条《搜索の権限及び方法</u>》の規定による搜索を受ける者をいう。 なお、出入禁止を受けた者、立会人等上記の処分に直接の関係を有する者から請求があった場合にも、身分証明書を<u>呈示</u>する。</p> <p>(請求と呈示) 4 関係者が身分証明書の<u>呈示</u>を求めず、搜索等に応じたときは、その<u>呈示</u>が</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>なくともその処分は違法ではないが、関係者が身分証明書の<u>提示</u>を求めたときは、それを<u>提示</u>しなければその処分を執行することができない。</p> <p style="text-align: center;">第187条関係 滞納処分免脱罪</p> <p><u>(現状を改変して財産の価額を減損させる又は滞納処分費等を増大させる行為)</u></p> <p><u>7-2 法第187条第1項の「現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費若しくは租税条約等の相手方に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収に関する費用を増大させる行為」とは、不動産上に廃棄物を持ち込む等、財産自体に直接損傷を与えずにその現状を改変して、財産の価額を減損し、又はその滞納処分に係る滞納処分費若しくは租税条約等の相手方に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収に関する費用を増大させる一切の行為をいう。</u></p> <p>処罰を受ける者 (納税者又はその財産を占有する第三者の相手方)</p> <p>10 法第187条第3項の「納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたとき」とは、納税者又は納税者の財産を占有する第三者がした4から<u>7-2</u>までの行為について、それらの行為の相手方となつた<u>とき</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">第188条関係 (質問不答弁、検査拒否等の罪)</p> <p>趣旨</p> <p>1 法第188条は、徴収職員が法第141条《徴収職員の滞納処分に関する調査に</p>	<p>なくともその処分は違法ではないが、関係者が身分証明書の<u>呈示</u>を求めたときは、それを<u>呈示</u>しなければその処分を執行することができない。</p> <p style="text-align: center;">第187条関係 滞納処分免脱罪</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>処罰を受ける者 (納税者又はその財産を占有する第三者の相手方)</p> <p>10 法第187条第3項の「納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者」とは、納税者又は納税者の財産を占有する第三者がした4から<u>7</u>までの行為について、それらの行為の相手方となつた<u>者</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">第188条関係 (質問不答弁、検査拒否等の罪)</p> <p>趣旨</p> <p>1 法第188条は、徴収職員が法第141条《質問及び検査》の規定により質問又</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>係る質問検査権》の規定により質問、検査又は物件の提示若しくは提出の要求をした場合において、質問、検査又は物件の提示若しくは提出の要求を受けるべき者が、質問に対して答弁をしないとき、検査を拒否したとき、偽りの記載をした帳簿書類を提示したとき等は、一定の刑罰を科することを定めたものである。</u></p>	<p>は検査をした場合において、質問又は検査を受けるべき者が、質問に対して答弁をしないとき、検査を拒否したとき等は、一定の刑罰を科することを定めたものである。</p>